

公 表 第 1 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市選挙管理委員会委員長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年11月16日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 4 年度

部局名： 総務部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	財務監査	市税外収納事務	(2) 久留米市職員宿舍貸付要綱について、職員宿舍火災保険料の自己負担金の徴収の必要性や徴収額についての基準が明確にされていない。	久留米市職員宿舍貸付要綱を改正し、職員宿舍火災保険料の自己負担金の徴収及び徴収額についての基準を定めました。
意見	事務監査		総務部が所管する行財政改革推進については、人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などに伴い、歳出の増加、歳入の減少が予測されるなど、市の行財政運営を取り巻く環境が、さらに厳しくなっていくことが見込まれることから、平成27年度から令和4年度までを計画期間とする久留米市行財政改革推進計画を策定し、この計画に基づいて全職員が一丸となって、大胆かつ徹底した行財政改革の取組を進めるとしている。その取組の一つである公共施設の削減については、全体面積約109万㎡を基準に、令和4年度までに2%縮減することを目標としているが、達成できる見込みがないとのことである。公共施設の削減は、持続可能な財政運営の取組である一方、利用している市民にとってはサービスの低下につながることであるため、各方面からの大きな抵抗が想定される。そのため、施設の設置目的や種類、利用者数、老朽度、運営コストなどについて整理した上で、設置時から現在までの社会経済状況の変化、現実的な将来人口推計・財政推計の分析など、さまざまな方向から比較・検討して、議会や市民の理解を得やすい削減案を複数作成し、提案するのが行政改革担当部局の仕事といえる。適切に取り組まれない。また、久留米市土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社の統廃合等についても行政改革の一案であるため、行政改革担当部局として速やかに取り組まれない。	令和5年度からの久留米市行財政改革推進計画（令和5年度～令和9年度）において、公共施設の最適化を重点方針の大きな柱として掲げ、全庁的な取組みとして進めてまいります。 また、外郭団体についても、設置趣旨、経営状況などの検証を行い、効果的な団体運営の検討を進めてまいります。